

令和6年度横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議（第2回）

日時：令和7年3月28日（金）14：00～15：30

場所：横浜市役所18階会議室（みなと1・2・3）

次 第

- 1 こども青少年局局長あいさつ
- 2 令和6・7年度の重点取組の状況について 資料3
- 3 第5期横浜市ひとり親家庭自立支援計画について 資料4
- 4 横浜市社会的養育推進計画について 資料5

【配布資料】

- 資料1－1 横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議 委員名簿
- 資料1－2 横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議 事務局名簿
- 資料2 横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議運営要綱
- 資料3 令和6・7年度の重点取組の状況について
- 資料4 第5期横浜市ひとり親家庭自立支援計画について
- 資料5 横浜市社会的養育推進計画について

令和6年度横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議委員名簿

【有識者・支援団体等】

(敬称略)

	氏名	所属・役職等
1	アオト ヤスシ 青 砥 恭	特定非営利活動法人さいたまユースサポートネット 代表理事
2	アキバ ユミ 秋 葉 由 美	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 男女共同参画センター横浜南 管理事業課長
3	タカハシ ケイタロウ 高 橋 敬 太 郎	横浜市社会福祉協議会 地域活動部長
4	ナカニシ エイチ 中 西 英 一	横浜市主任児童委員協議会 鶴見区代表
5	ハマダ シズエ 濱 田 静 江	社会福祉法人たすけあいゆい理事長 (児童家庭支援センターむつみの木・ゆいの木・さくらの木センター長)
6	マツハシ ヒデユキ 松 橋 秀 之	社会福祉法人日本水上学園(児童養護施設)理事長 特定非営利活動法人よこはまチャイルドライン 副代表理事
7	ユザワ ナオミ 湯 澤 直 美	立教大学コミュニティ福祉学部福祉学科 教授
8	イケダ マサノリ 池 田 正 則	特定非営利活動法人リロード よこはま西部ユースプラザ 施設長

【行政職員】

(敬称略)

	氏名	所属・役職等
1	シノザキ トモエ 篠 崎 智 恵	旭区左近山保育園 園長
2	フカミ ジュンイチロウ 深 海 淳 一 郎	こども青少年局 西部児童相談所長
3	サンベイ アツシ 三 瓶 淳	城郷小学校 校長

横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議 事務局名簿（R6）

所属・補職		氏 名
局長	こども青少年局長	福 嶋 誠 也
部長	こども青少年局総務部長	武 居 秀 顕
	こども青少年局こども福祉保健部長	秋 野 奈 緒 子
課長	こども青少年局企画調整課長	柿 沼 千 尋
	こども青少年局青少年育成課長	森 脇 美 也 子
	こども青少年局青少年相談センター所長	山 崎 三 七 子
	こども青少年局放課後児童育成課長	河 原 大
	こども青少年局こども家庭課長	藤 浪 博 子
	こども青少年局地域子育て支援課長	五 十 川 聡
	こども青少年局こどもの権利擁護課長	足 立 篤 彦
	こども青少年局こどもの権利擁護課児童施設担当課長	真 舘 裕 子
	こども青少年局中央児童相談所支援課長	袋 和 美
	こども青少年局障害児福祉保健課長	高 島 友 子
	こども青少年局保育・教育支援課幼保小連携担当課長	田 村 憲 一
	こども青少年局保育・教育運営課長	岡 本 今 日 子
	政策経営局経営戦略課基本戦略推進担当課長	飯 田 学
	健康福祉局企画課長	松 村 健 也
	健康福祉局福祉保健課長	近 藤 崇
	健康福祉局生活支援課長	伊 藤 泰 毅
	教育委員会事務局教育政策推進課担当課長	川 島 大 介
	教育委員会事務局学校支援・地域連携課長	大 峽 誠
	教育委員会事務局小中学校企画課長	高 橋 義 成
	教育委員会事務局高校教育課長	宮 村 浩 文
教育委員会事務局人権教育・児童生徒課担当課長	末 吉 和 弘	
教育委員会事務局東部学校教育事務所指導主事室長	横 山 康 孝	

横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議運営要綱

制 定 平成 28 年 8 月 22 日 こ企第 180 号 (こども青少年局長決裁)
最近改正 平成 29 年 7 月 5 日 こ企第 110 号 (こども青少年局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議(以下、「計画推進会議」という。)の運営に関し必要な基本事項を定める。

(目的)

第 2 条 こども青少年局長および健康福祉局長、教育委員会事務局教育次長は、「横浜市の子どもの貧困対策に関する計画」(以下、「計画」という。)に関し、次に掲げる事項について計画推進会議の委員に助言を求める。

- (1) 計画の推進に関すること。
- (2) 支援に係る事業・取組の実施に関すること。

(委員)

第 3 条 計画推進会議の委員は、子どもや若者への支援や取組について関わり
の深い団体・組織等から適当と認める者へ就任を依頼する。

- 2 委員の任期は、就任した日から当該年度末までとする。ただし、その委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。

(会議)

第 4 条 計画推進会議の会議は、こども青少年局長が招集する。

- 2 計画推進会議の進行は、こども青少年局企画調整課が行う。

(分科会)

第 5 条 困難を抱える家庭の子どもやその保護者、重い困難を抱える子どもへの支援についての専門的な事項に関し、意見交換を行う必要があると、こども青少年局長および健康福祉局長、教育委員会事務局教育次長が認めるときは、分科会を設置し、分科会の委員に助言を求める。

- 2 分科会の進行は、こども青少年局企画調整課が行う。

(謝金)

第 6 条 委員には、予算の範囲内で謝金を支払う。ただし、行政機関、関連団体の職員等にはこの限りではない。

(意見の聴取等)

第 7 条 会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に計画推進会議への出席を求め、その説明または意見を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 計画推進会議（分科会を含む）については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(会議の傍聴手続等)

第9条 計画推進会議の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ傍聴人名簿に記入し、係員の指示により、傍聴席に入らなければならない。

2 傍聴定員は、先着順で10人とする。

3 危険物所持等、会議場における秩序を乱すおそれがある者は、傍聴を認めないものとする。

4 傍聴人は、静粛を旨とし、計画推進会議の進行の指示に従わなければならない。また、会議場において許可なく撮影、録音等を行ってはならない。

(事務局)

第10条 計画推進会議の事務局は、こども青少年局企画調整課、健康福祉局企画課及び教育委員会事務局教育政策推進課におき、庶務は、こども青少年局企画調整課が務める。

附 則

この要綱は、平成28年8月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月5日から施行する。

令和6・7年度の重点取組の状況

資料3

1 将来の自立に向けた基盤づくりのための「生活支援・学習支援」

事業名	第1期計画当初(平成28年度) または事業・取組開始時の状況	令和6年度の状況 (令和7年2月末時点)	令和7年度の実施内容等(下線部:変更点)
寄り添い型生活支援事業	(登録者数等) 平成29年3月末 8か所・157人	(登録者数等) 令和6年11月末 21か所・332人	養育環境に課題がある家庭に育つ小・中学生等に対し、生活・学習習慣(簡単な調理、歯磨き、宿題など)の習得のための支援を実施します。 (実施か所数) 18区・21か所
寄り添い型学習支援事業	(登録者数等) 平成29年3月 26か所・1000人	(実施か所数) 18区・40か所	貧困の連鎖の防止に向け、将来の自立に重要な高校進学を希望する中学生に対する学習支援を全区で実施しています。また、高校に行っていない子どもも含めた高校生世代に対し、将来の自立に向けた講座の開催や、居場所等の支援を実施しています。 (実施か所数) 18区・40か所
放課後学び場事業	(実施校数) 平成28年度 21校(中学校)	(実施校数) 小学校39校、中学校66校	家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない小・中学生に対する学習支援を学校等において実施します。 (実施校数)※8月に実施校追加募集の予定有 小学校36校、中学校72校
就学奨励事業	(認定者数) 【就学援助】36,417人(H28年度) 【個別奨励費】5,422人(H28年度) 【緊急避難児童生徒就学援助費】71人(H28年度) 【私立学校就学奨励費】453人(H28年度) 【夜間学級就学奨励費】6人(R5年度)	(認定者数) 【就学援助】26,727人 【個別奨励費】10,972人 【緊急避難児童生徒就学援助費】11人 【私立学校就学奨励費】342人 【夜間学級就学奨励費】8人	経済的な理由でお困りの児童生徒の保護者に対し、学用品費、学校給食費等を援助し、就学を奨励します。また、小・中学校への入学前に学用品等を購入するための入学準備費を支給します。 小・中学校の個別支援学級に通学する方の経済的負担を軽減するため、就学奨励費を支給します。 (認定者数(予算)) 【就学援助】28,161人 【個別奨励費】12,639人 【緊急避難児童生徒就学援助費】11人 【私立学校就学奨励費】368人 【夜間学級就学奨励費】8人

2 困難を抱える子ども・若者、家庭を支援につなぐ「仕組みづくり」

事業名	第1期計画当初(平成28年度)または事業・取組開始時の状況	令和6年度の状況(令和7年2月末時点)	令和7年度の実施内容等(下線部:変更点)
こども食堂等支援事業	(市が把握している子ども食堂数) 平成28年7月 39か所	(市が把握している子ども食堂数) 令和6年8月 227か所 フードバンク等と連携した食材等の配付について、延べ110団体へ支援を実施しました。(12月末時点) また、こども食堂等活動支援補助金について、令和6年5月から申請を開始し、52団体に交付決定を行いました。 さらに関係団体同士の連携を強化するため、鶴見区、港南区、泉区でこども食堂等ネットワーク構築に取り組みました。	こども食堂等の地域の取組が推進されるよう支援に取り組みます。フードバンク等と連携した食材等の配付のほか、こども食堂等の取組に対する補助を実施します。また、関係団体同士の連携を強化するため、こども食堂等ネットワーク構築の対象区を拡大します。
ひきこもり等困難を抱える若者への支援の推進	令和29年5月から、全ての区役所において、ひきこもり等困難を抱える若者の専門相談を新規実施(地域ユースプラザ職員を定期的に派遣し、区役所に専門相談の窓口を設置)	令和6年4月からピアサポーターの募集を開始し、6名に委任しています。利用者に対し、定期的な面談同席及び同行支援を実施し、合計12回活動しています。	青少年相談センター、地域ユースプラザ及び若者サポートステーションを中心に、ひきこもり等困難を抱える若者の自立及び社会参加に向けた支援を進めていきます。こども・若者支援に関する理解を深め、地域における支援意識の向上を図るため、メンタルヘルス等に関する研修を実施します。 こどもや若者が気軽に相談できるよう、SNSを活用した相談を毎日実施します。
ヤングケアラーの支援に向けた取組	令和4年度:実態調査を実施 令和5年度:次の取組を開始 ○支援団体への補助 ・2団体 ○広報・啓発 ・特設ウェブサイトの開設 ・市内小中高校へのポスター配布(638校) ・小学4年生以上の生徒への相談カードの配付(約27万枚) ○関係機関向け研修 ・42回 延べ998人参加	地域全体でこどもたちを見守り、支える環境づくりのため、以下の取組を実施しました。 ○支援団体への補助 ・4団体 ○SNS相談 ・「よこはま子ども・若者相談室」の相談メニューの一つとして、SNS相談を実施 相談件数19件(R6.11末時点) ○広報・啓発 ・特設ウェブサイトデザインのリニューアル ・SNS広告の実施 ・ヤングケアラー映画上映イベント(10/26) ウェブサイト表示回数:59,290回(R6.12末時点)、イベント参加者数:52名 ○市民向け研修 ・全6回 428人参加 動画視聴数 1,783回(令和7年3月13日時点)	ヤングケアラーの負担の軽減や本人やその家族を見守り・支える環境づくりを進めます。 ○庁内及び関係機関との支援体制の構築 ○ピアサポートやオンラインサロンを実施する支援団体への補助 ○SNSを活用した相談の実施 ○広く市民に向けた広報・啓発や研修の実施 ○アンケートによる実態調査の実施 ○「横浜市子ども・若者支援協議会」における議論

事業名	第1期計画当初(平成28年度) または事業・取組開始時の状況	令和6年度の状況 (令和7年2月末時点)	令和7年度の実施内容等(下線部:変更点)
<p>困難を抱える高校生支援事業</p>	<p>定時制高校は、困難な課題を抱えた生徒の割合が高く、その内容も複雑化、多重化する傾向にありました。 その中でも、横浜総合高校の生徒は、ひとり親家庭や生活保護を受けている家庭の割合が高く、経済的な面での課題や、基本的な学習習慣が身に付いていない生徒も多く、基礎的な学力の課題がある生徒も多く在籍しています。こうした状況への対応の課題がありました。 (平成28年10月開始)</p>	<p><ようこそカフェ(横浜総合)> ・実施回数:24回 ・参加人数:延べ 8,254人 <食育プログラム(ようこそカフェの開催に合わせて実施)> ・実施回数:24回 ・提供食数:8,055 食 <就業体験> ・実施回数:(横総)3回、(戸定)2回 ・参加人数:(横総)17人、(戸定)26人 <異年齢交流事業(放課後キッズクラブ・こども食堂)(横浜総合)> ・実施回数:21回 ・参加人数:延べ55人 <地域貢献事業(横総大感謝祭)> ・実施回数:1回・参加人数:8人 <定期食事会(戸塚定時制)> ・実施回数:9回 ・参加人数:延べ180人 <校内カフェ とまりぎ(戸塚高校定時制)> ・実施回数:8回 ・参加人数:延べ210人</p>	<p>様々な困難を抱える生徒の社会的孤立の予防やコミュニケーション能力の向上、キャリア形成の支援等のための取組を実施します。 ○横浜総合高校内のフリースペースでの軽食の提供や戸塚高校定時制での食事会、校内カフェの実施等による、友人・大学生等との交流・相談の場づくり、相談スタッフによる個別相談 等 ○就業体験プログラム(横浜総合高校・戸塚高校定時制)、社会貢献活動・ボランティア活動の実施</p>

3 生活の安定と自立に向けた「ひとり親家庭への支援」

事業名	第1期計画当初(平成28年度)または事業・取組開始時の状況	令和6年度の状況(令和7年2月末時点)	令和7年度の実施内容等(下線部:変更点)
児童扶養手当	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、適正な審査及び円滑な手当の支給を行いました。	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、適正な審査及び円滑な手当の支給を行いました。 11月から所得制限限度額の引上げ及び第3子以降の支給額の引上げが行われました。	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給します(年6回)。
ひとり親家庭等自立支援事業	ひとり親家庭等に対する就業支援や生活支援等の総合的な自立支援に取り組みました。 ※ひとり親世帯フードサポート事業について 令和2年度から令和5年度まで、新型コロナウイルス感染症の影響により困窮しやすいひとり親世帯に対し、フードバンクを活用した食品提供を行いました。(令和5年5月に新型コロナウイルスが5類感染症に移行したため、コロナ禍対応としての事業は終了) 令和7年度から「ひとり親家庭等自立支援事業」の細目事業として実施	ひとり親家庭等に対する就業支援や生活支援等の総合的な自立支援を進めています。(令和6年11月末時点の実施実績) ○自立支援教育訓練給付金事業 支給者30人 ○高等職業訓練促進給付金事業 支給者257人 ○高等職業訓練促進資金貸付事業 28人 ○日常生活支援事業 派遣回数 779回 ○母子家庭等就業・自立支援センター事業 センターの支援による就労者数 114人 ○思春期・接続機支援事業 利用世帯数 110世帯 ○養育費確保支援事業 45件 ○ひとり親家庭大学等受験料補助事業 令和5年度分 423件 令和6年度分 212件 ○ひとり親家庭フードサポート事業 1,068世帯	ひとり親家庭等に対する総合的な自立支援を進めます。 ○高等職業訓練促進給付金等事業:看護師・介護福祉士・保育士の養成訓練を受講する場合に「特定高等職業訓練促進給付金」を上乗せして支給 ○高等職業訓練促進資金貸付事業:住宅支援資金貸付の単価を増額 ○日常生活支援事業:離婚前の方の利用要件を緩和 ○情報提供・啓発事業:民法改正法の施行に向けたリーフレットを作成 ○ひとり親家庭大学等受験料補助事業:中3、高3の模擬試験受験料の補助を開始
ひとり親世帯等に対する減免制度	【ひとり親世帯に対する利用料減免】(令和3年度実績) 延べ利用人数実績 乳幼児一時預かり事業 631人 一時保育事業 254人 【横浜子育てサポートシステム事業(令和4年度開始:令和5年1月~3月)】 ・助成件数 44件 ・助成金の支払 262,450円	【ひとり親世帯に対する利用料減免】(令和7年2月末(暫定値)) 延べ利用人数実績 乳幼児一時預かり事業 1,863人 一時保育事業 791人 【横浜子育てサポートシステム事業】 ・助成件数 770件 ・助成金の支払 3,684,725円	多様な保育ニーズに対応した一時預かりなどを経済的負担なく利用できる環境を整備します。

4 孤立を防ぎ、自立につなぐ「施設等を退所する子どもへの支援」

事業名	第1期計画当初(平成28年度) または事業・取組開始時の状況	令和6年度の状況 (令和7年2月末時点)	令和7年度の実施内容等(下線部:変更点)
施設等退所後児童に対するアフターケア事業	施設等は退所後の児童に対して自立のための援助を行うことが児童福祉法に定められていますが、必ずしも十分とは言えない状況のため、市として退所後児童の自立に向け必要な支援内容の検討等を進めてきたところ、国において事業化が図られたこともあり、平成24年度から事業を開始し、児童養護施設等を退所した児童等が就労や通学を継続し、安定して生活することを目的として施設等入所中及び退所後児童に対し、生活全般にわたる相談や支援、情報提供、居場所事業等を行っていました。	退所者等が気軽に集える居場所「B4S PORT よこはま※」を運営し、就労や進学、生活全般の様々な相談やメールマガジン等での情報発信及び支援を実施しています。 心理的ケアについては、心理担当職員による個別面談など実施しています。 施設等退所後児童のための資格等取得支援事業(資格取得支援、家賃補助、大学等初年度納入金)について24件の助成を実施しています。 また、社会的養護経験者の支援ニーズ等を把握するため、社会的擁護自立支援協議会(社会定期養護経験者、施設関係者等が参加)を設置し検討会を4回開催。退所者、入所者、施設に対し調査を実施しました。(3月末調査結果公表予定)	支援拠点「B4S PORT よこはま※」の運営や、相談支援を実施するほか、資格等取得、大学等初年度納入金及び家賃の支給等、進学・就職後のフォローアップや、公認心理師等による心理的ケアを実施します。 ○事業名を国の事業名にあわせて「社会的擁護自立支援拠点事業」に変更 ○支援拠点に弁護士の配置をし、児童等が求める時に早期かつ適切に専門的支援を実施 ○支援拠点事業者が物件を確保し、帰住先を失っている児童等を状況が安定するまでの間、一時的に宿泊させ、食事・入浴等の提供、専門的な相談支援を実施 ○児童福祉法改正により、施設等退所後児童に加え虐待を受けた経験がありながらこれまで公的支援につながらなかった方等も対象となったため、様々なチャンネルを活用し事業の案内を実施(定時制高校等を予定) ※令和6年8月に「よこはま Port For」から名称変更

第5期横浜市ひとり親家庭自立支援計画の策定について

第5期横浜市ひとり親家庭自立支援計画の策定について、市民意見募集によるご意見及び令和7年度予算案において具体化した新たな取組等を反映し、原案として取りまとめましたのでご報告します。

1 市民意見を踏まえた原案への反映状況

いただいたご意見（総数111件）のうち、9件について、趣旨を踏まえ原案に反映しました。原案に反映できなかったご意見についても、今後の計画推進の参考とさせていただきます。

市民意見を踏まえ、原案に反映した内容

意見	反映内容
法定養育費の考え方が、一般的になり、養育費を受け取れる人が増えるよう支援してほしい。（5件）	「第2章 ひとり親家庭の現状と課題」の「1(4)共同親権の法制化と養育費確保及び親子交流支援」及び「3(4)養育費確保の支援」に関連するコラムとして、国で議論されている法定養育費について記載します。（原案冊子33ページ）
こどもの意見を尊重すべきことについて、大人側の理解を深める施策が必要（1件）	「第2章 ひとり親家庭の現状と課題」の「1(6)こどもの意見の反映・こどもに向けた施策推進」の項目に、大人がこどもの意見を聴くことについて理解を深めることの重要性について追記します。（原案冊子6ページ）
こどもが不登校気味で、今のままでは勤務日数・勤務時間を増やすこともできないので、困っている。（1件）	「第2章 ひとり親家庭の現状と課題」の「3(1)子育てや生活支援」の項目に、不登校について追記します。（原案冊子10ページ）また、「第4章 支援の具体的事業・取組」の「26 相談・情報提供の充実」の項目に、不登校等を含めた家庭の状況に寄り添った対応について追記します。（原案冊子34ページ）
相談事業の相談を受ける側が父子家庭に理解があるとは限らない現状に対しての対策案が必要（1件）	「第4章 支援の具体的事業・取組」の「29 支援者への研修」の項目に、父子家庭特有の課題への理解を含め自立支援員等の教育の強化について追記します。（原案冊子35ページ）
ひとり親家庭に長期的視点で就労相談・支援ができるよう自立支援員等の教育の強化も必要（1件）	「第4章 支援の具体的事業・取組」の「29 支援者への研修」の項目に、中長期的な展望をもった相談・支援に向けた自立支援員等の教育の強化について追記します。（原案冊子35ページ）

（参考1）市民意見募集の結果
意見総数 69通 111件

（参考2）提出方法

提出方法	通数
電子申請・届出システム	15
電子メール	4
郵送・FAX等	0
その他※	50
合計	69

※一般財団法人横浜市ひとり親家庭福祉会が実施するフードサポート事業の利用者に素案概要版を配布し、ご意見を提出していただきました。

裏面あり

(参考3) 項目別意見数

項目	意見数
計画全般に関すること	14
子育てや生活支援	14
就業の支援	16
経済的支援	30
養育費確保の支援	13
相談機関や情報提供の充実	9
こどもへのサポート	12
その他	3
合計	111

2 令和7年度予算案において具体化した新たな取組の反映

令和8年の民法等の改正法施行に向けて、親権・監護、養育費、親子交流等について、取り決めの必要性や利用できる制度の案内を目的としたリーフレット作成などによる啓発等、令和7年度予算案において具体化した取組を、原案に反映しました。

令和7年度予算案を踏まえ、原案に反映した内容

具体化した取組等	反映内容
日常生活支援事業（ヘルパーの派遣）	「第4章 支援の具体的事業・取組」の該当項目に「離婚前から支援を必要とする方」を対象に含めることを追記します。（原案冊子20ページ）
住宅支援資金貸付	「第4章 支援の具体的事業・取組」の該当項目について住宅資金（家賃）の貸付上限額を「1か月最大4万円」から「1か月最大7万円」に変更します。（原案冊子21ページ）
高等職業訓練促進給付金事業	「第4章 支援の具体的事業・取組」の該当項目に「看護師・介護福祉士・保育士の養成訓練を受講する場合に『特定高等職業訓練促進給付金』を上乗せして支給」することを追記します。（原案冊子24ページ）
養育費についての広報・啓発	「第4章 支援の具体的事業・取組」の該当項目に「民法等の改正法（父母の離婚後等の子の養育に関する見直し）成立を受けて、親権・監護、養育費、親子交流等について、取り決めの必要性や利用できる制度の案内を目的として、リーフレットを作成するなど啓発を行う」ことを追記します。（原案冊子32ページ）
大学等受験料等補助事業	「第4章 支援の具体的事業・取組」の該当項目に「中学3年生・高校3年生が高校や大学等への進学に向けた模擬試験を受験する際の費用を補助」することを追記します。（原案冊子37ページ）

※上記の変更については、令和7年度予算議案が市会において議決されることを停止条件とします。

3 今後のスケジュール

令和7年3月

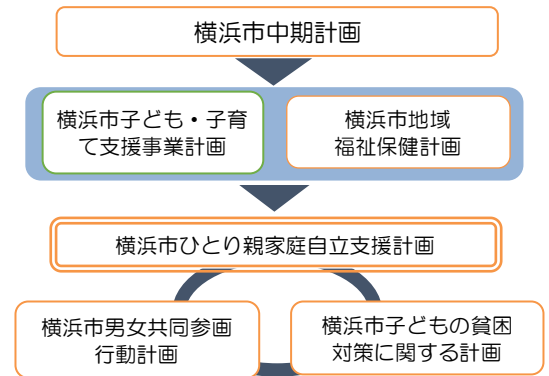
計画の確定・公表

第5期横浜市ひとり親家庭自立支援計画（令和7年度～11年度） 原案（概要版）

第1章 計画策定の趣旨

1 計画の位置づけ

本計画は、「横浜市子ども・子育て支援事業計画」、「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」及び国の「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」などとの整合性を図り、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に規定する自立支援計画として、ひとり親家庭の自立支援に向けた取組に対する本市としての基本方針、基本理念や具体的事業・取組を定めるものです。



2 計画期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

第2章 ひとり親家庭の現状と課題

1 社会的背景

(1) 物価上昇を背景にした困窮状況

原材料価格の上昇や円安の影響などによる食費等の物価上昇は、実質賃金の大きな下押しとなっており、比較的所得が低いひとり親家庭は影響を特に受けやすい状況にあります。

(2) DVや児童虐待、親またはこどもの疾病や障害などの複合的な課題

ひとり親家庭は、世帯全体として、DV、児童虐待、疾病、障害などの複合的な課題を抱えている場合があり、ひとり親家庭を対象とした支援施策を適切に活用することが必要です。

(3) 住宅確保に向けた支援

ひとり親家庭が仕事と子育てを両立するためには、職場や、こどもの保育園や学校等と近く、便利な場所に住む必要があるため、生活費を圧迫しない程度の住居費負担となる住宅の確保が課題です。

(4) 共同親権の法制化と養育費確保及び親子交流支援

養育費の確保、親子交流及び各種支援等について、こどもにとってより望ましい方向にすすむよう、制度の啓発や相談支援の取組を進めていく必要があります。

(5) 国によるひとり親家庭を対象とする支援の拡充

国は、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応するため、児童扶養手当の拡充のほか、就業支援、養育費確保支援などを多面的に強化してきました。

本市においても、国の流れを踏まえて、今後の自立支援施策を検討する必要があります。

(6) こどもの意見の反映・こどもに向けた施策推進

「こども基本法」や「こども大綱」を踏まえて、こどもの年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるよう、ひとり親のこどもの気持ちに寄り添い、意見を受け止めながら、施策を進めていくことが求められます。また、当事者や支援に関わる大人がこどもの意見を聴くことについて理解を深めることが重要です。

2 ひとり親家庭の現状と課題

「横浜市ひとり親世帯アンケート調査（令和5年度）」結果及びヒアリング調査の結果等を踏まえ、次のとおり、ひとり親家庭の現状と課題を整理しました。

（1）子育てや生活支援

ア 稼働収入については、「児童のいる世帯」750万円に対して、母子家庭は329万円、父子家庭は661万円となっています。

イ ひとり親家庭の背景として、DVや児童虐待、親またはこどもの疾病・障害などの複合的な課題を抱えている場合もあるため、家庭の個別の事情に寄り添った相談支援や自立の支援が必要です。

（2）就業の支援

ア 本市のひとり親の就業率は高く、母子家庭が89.8%、父子家庭が93.0%となっていますが、母子家庭は34.5%、父子家庭は17.6%の方が、よりよい就労に向けて転職をしたと考えています。

イ 子育てと就労の両立を支援するためにも、親またはこどもの健康状態やこどもの年齢に応じ、ワークライフバランスも視野に入れ、仕事に必要な知識や資格の取得支援など、個々の状況に合わせたきめ細かな、伴走型の支援が求められています。

（3）経済的支援

ア 家庭の現在の暮らし向きを尋ねたところ「大変苦しい」「やや苦しい」という回答が合計で52.5%にのぼり、経済的支援はひとり親家庭の生活を守る大変重要な支援です。

イ 児童扶養手当の支給に加えて、就業支援や養育費確保支援など、世帯収入の増加につながる多面的な支援も求められています。

（4）養育費確保の支援

ア 離婚等によりひとり親家庭となったこどものために支払われるべき養育費について、「養育費の取り決めをしている」割合は、母子家庭が52.3%、父子家庭が36.3%と半数近くの世帯で取り決めをしていません。

イ 相談・啓発の取組や養育費確保支援事業等の着実な実施により、ひとり親家庭の経済的困窮を防ぎ、こどもの健やかな成長を後押しすることが求められています。

（5）相談・情報提供

ア 「相談できる相手がいる」と回答した母子家庭は63.5%、父子家庭は42.3%となっています。また、「相談相手が欲しい」と回答した母子家庭は19.5%、父子家庭は20.4%となっています。

イ SNS等を活用し、時間や場所にとらわれない相談支援及び交流支援を進めるほか、様々な課題に対して必要な支援につなげることができるよう、相談支援体制を強化していく必要があります。

（6）子どもへのサポート

ア 国の調査によると、ひとり親家庭のこどもの大学等進学率は、子育て世帯が83.8%であるのに対して、ひとり親家庭では65.3%となっています。

イ 子どもからの相談に応えられる体制の整備や、貧困の連鎖を防ぎ、将来的に自立した生活が送れるように生活及び学習の支援を行うことが必要です。

第3章 ひとり親家庭支援の基本方針

社会的背景やひとり親家庭の現状と課題を踏まえ、計画を推進するにあたり、ひとり親家庭の支援の基本方針を定めます。

1 基本理念

ひとり親家庭の生活の安定・向上及び子どもたちの健やかな成長のため、個々の家庭に応じた子育て、生活、就業の支援及び子どもへのサポートなど総合的な自立支援を進めます。

2 支援の視点

- (1) 自立を支援する視点
- (2) こどもの視点
- (3) 地域支援の視点

3 支援における取組の方向性

(1) 積極的な情報提供と地域における自立支援の強化

多くのひとり親が、ひとりで就労、家事、育児を行わざるを得ない状況にあることを踏まえて、子育て応援アプリ「パマトコ」での情報提供やSNS相談等を進めます。

また、当事者同士の交流や仲間づくりを推進するとともに、支援機関・団体等が相互に連携し、ひとり親家庭が地域の中で見守られながら、自立を目指していけるよう支援します。

(2) こどもに対する直接的なサポートの充実と意見表明機会の提供

親との離死別やDV・児童虐待等により受けるこどもの心理的影響にも配慮しながら、貧困の連鎖を防ぐための生活・学習支援や養育費の確保支援、こどもの希望を尊重したうえでの親子交流支援など、こどもの視点に立った、こどもへの支援を進めます。

第4章 支援の具体的事業・取組

支援の基本方針を踏まえ、次の6つを取組の柱として、具体的施策に取り組みます。

取組の柱	主な事業・取組
1 子育てや生活支援 ひとり親家庭が安心して子育てと就業の両立ができるよう、多様な子育てや保育サービス、適切な住環境の提供など、子育てや生活面での支援を進め、生活の場の安定を図ります。	<ul style="list-style-type: none">・日常生活支援事業（ヘルパー派遣）・横浜子育てサポートシステム・市営住宅申込時の優遇・セーフティネット住宅・母子生活支援施設
2 就業の支援 雇用の不安定さの解消や収入アップのための転職など、個々の状況に合わせた、より安定した就業形態での雇用を促進していきます。	<ul style="list-style-type: none">・ひとり親家庭等自立支援給付金事業・母子家庭等就業・自立支援センター事業・ジョブスポット
3 経済的支援 児童扶養手当をはじめとする各種制度の着実な実施により、生活の安定をはかります。	<ul style="list-style-type: none">・児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成・就学援助・母子父子寡婦福祉資金の貸付・特別乗車券交付事業
4 養育費確保の支援 養育費の確保が適切になされるよう、個別相談や養育費確保に向けた啓発を強化するとともに、養育費の取り決め支援を行います。	<ul style="list-style-type: none">・法律相談・養育費についての広報・啓発・養育費確保支援事業

<p>5 相談機能や情報提供の充実 ひとり親家庭のニーズに合った情報や支援制度が、必要とする人に適時適切に届くよう、相談機能や情報提供を充実させます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・区役所等における相談及び情報提供 ・離婚前相談 ・当事者同士の交流や仲間づくり
<p>6 こどもへのサポート こどもの視点に立ち、未来へ希望を持てる支援を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親のこどもの相談支援 ・生活・学習支援事業 ・親子交流支援事業 ・こども食堂など地域の取組支援 ・こどもの意見を聴く取組の推進

第5章 計画推進にあたっての指標

本計画全体を統括的に把握する指標として、「第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画」にひとり親の自立支援の指標として設定予定の次の目標を掲げ、推進していきます。

【指標1】就労の状況の把握

目標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
ひとり親サポートよこはま等の支援により就労に至ったひとり親の数	345人/年	1,800人 (5か年累計)

【指標2】こどもへのサポートの状況の把握

目標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
思春期・接続期支援事業の事後アンケートで「将来の夢や就職について目標がある」と回答したこどもの割合	68.1%	70.0%

また、参考指標として、本市調査における以下の項目についても、目標を設定します。

【参考指標】横浜市ひとり親世帯アンケート調査による把握

目標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
就業率	90.6%	92.8%
就業形態が正社員・正規職員の割合	57.4%	66.2%
養育費の取り決め率	49.3%	63.0%
養育費の受領率（「現在も受けている」）	30.9%	40.0%
養育費の取り決めをしている場合の受領率（「現在も受けている」）	59.4%	70.0%

《概要版》 横浜市社会的養育推進計画（令和7年度～11年度）

I 「横浜市の社会的養育推進の基本的な方針」の全面見直しにあたって

1 趣旨

平成 28 年度の児童福祉法改正を受けて、平成 29 年 8 月に国から「新しい社会的養育ビジョン」が示され、本市では、令和 2 年 7 月に本市の 10 か年の都道府県社会的養育推進計画（※）として「横浜市の社会的養育推進の基本的な方針（令和 2 年度～令和 11 年度）」（以下、「基本的な方針」という。）を定めて里親委託等を推進してきました。

令和 4 年 6 月成立の改正児童福祉法等を踏まえて、令和 6 年 3 月に国から「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」の通知が発出され、各都道府県等は、令和 6 年度末までに既存の都道府県社会的養育推進計画を全面的に見直し、新たな計画を策定することとされました。

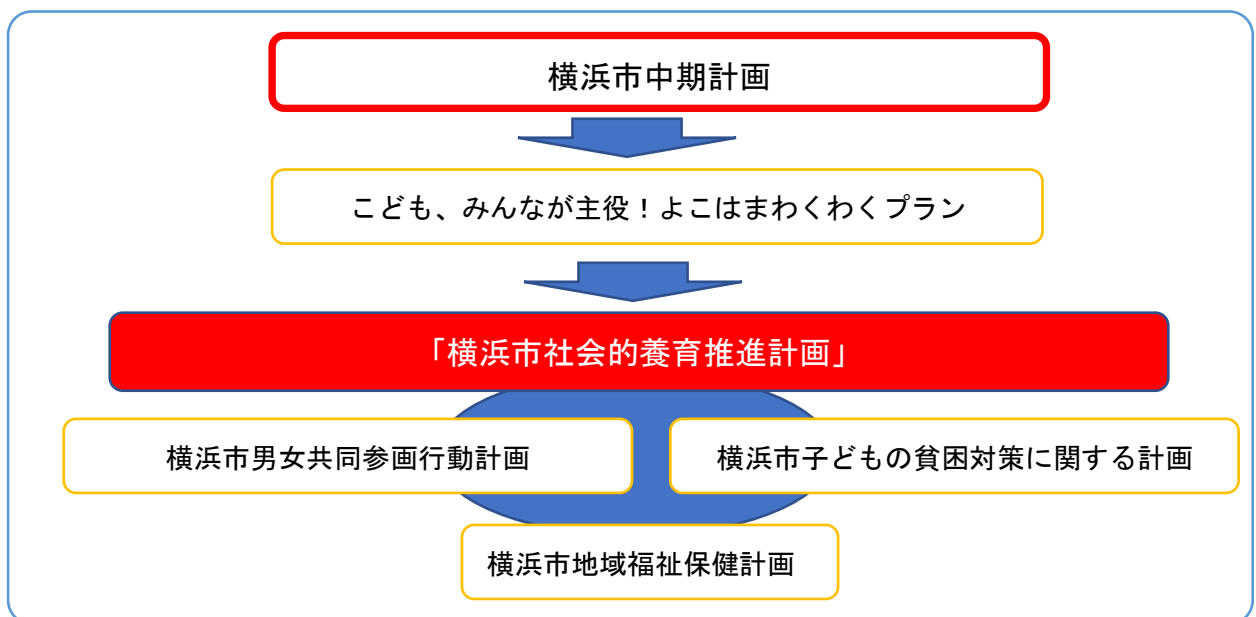
このことを受け、本市として、「基本的な方針」の令和 7 年度から令和 11 年度までの後期期間について全面的に見直しを行い、新たに「横浜市社会的養育推進計画」（以下、「推進計画」という。）として策定します。（※国の通知に基づき、都道府県、指定都市、児童相談所設置市において策定）

2 推進計画の期間

令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間（令和 2 年度～11 年度の後期期間分）

3 本市における他の計画等との関係

「横浜市中期計画」及び現在策定を進めている「こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン」（第 3 期横浜市子ども・子育て支援事業計画／横浜市こども計画）等関連計画と、連携・整合を図りながら、推進します。



Ⅱ 本市の社会的養護の状況

本市における児童人口の総数は年々減少しており、平成16年から令和6年の20年間で65,952人減少しています。また、令和2年の国勢調査の結果に基づく本市の将来人口推計では、更なる人口減少が予測されており、令和11年度には平成16年度対比で18%の児童人口の減少が見込まれています。

また、児童虐待相談対応件数と一時保護件数の推移については、令和元年度からの5年間では児童虐待の相談対応件数は増え続けており、令和5年度には過去最高の件数となりました。一方で一時保護件数はほぼ横ばいとなっています。

施設入所・里親委託児童数の推移に関しては、児童養護施設及び乳児院などの施設入所・里親委託児童数の推移では、里親委託の児童数が増加傾向にある一方で、社会的養護下にある児童数全体としてはほぼ横ばいの状況となっています。

Ⅲ 項目ごとの「本市の現状と課題」及び「本市の目標・方向性」

【横浜市社会的養育推進計画の項目】

- 1 社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
- 2 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明支援等）
- 3 こども家庭支援体制の構築等に向けた取組
- 4 支援を届けたい妊産婦等の支援に向けた取組
- 5 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み
- 6 一時保護改革に向けた取組
- 7 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組
- 8 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組
- 9 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- 10 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- 11 児童相談所の強化等に向けた取組
- 12 障害児入所施設における支援

1 社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

【現状と課題】

- ・家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを継続していくにあたって、まずはパーマネンシー保障の定義を定める必要があります。
- ・家庭支援事業等を活用した予防的支援による家庭維持のためには、区役所と児童家庭支援センターを中心とした地域資源の連携が必要です。
- ・令和7年度からの後期分の計画からは、計画の進捗について自己点検・評価を実施し、児童福祉審議会への報告及びホームページ等での公表を行う必要があります。

【目標・方向性】

- ・推進計画においては、パーマネンシー保障を「親子関係の修復に配慮しつつ、こどもと支援者・養育者が途切れない安定的なつながりを構築することにより、こどもの成長を支援すること」と定義します。

- ・アーリーヘルプ（※）を重視した支援の取組として、児童相談所や区が、保育所や学校等に子どもや家庭の見守りのポイントについて助言などを行うことにより、DV、アルコール依存等の背景があり不適切養育の恐れのある家庭を、早い段階で必要な支援窓口につなぎます。
- ・推進計画は、毎年度、評価のための指標等により自己点検・評価を実施し、結果を児童福祉審議会へ報告するとともに、市ホームページで公表を行っていきます。

※アーリーヘルプ：子どもの健康や発達等を脅かす課題を抱えた家族に対して、できるだけ早い段階で、身近な機関が子どもの家族のパートナーとなって支援を行い、警察や法的介入のレベルに至るのを予防するサービスのこと。

2 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明支援等）

【現状と課題】

- ・令和4年度から市内4か所の一時保護施設においてアドボケイト事業を開始し、一時保護施設入所児童の意見表明を支援しています。令和6年4月からは、改正児童福祉法に基づく意見聴取等措置、意見表明等支援事業として、子どもの権利擁護に関する取組について拡充を図っています。
- ・令和6年9月からは施設入所児童と里親委託児童への意見表明支援事業を事業者に委託し、制度の拡充を図っています。制度の拡充にあたっては、施設・里親・児童相談所など関係者に対する啓発や理解醸成を継続し、関係機関が具体的な指標や取組などの共通認識を持つことが大切です。

【目標・方向性】

- ・施設や里親等のもとで生活する子どもが普段の生活の中で「自然体で意見を言えること」が重要です。生活の中で里親、施設職員、児童相談所職員など様々な人が子どもの声に耳を傾け、大人が自らの意見に向き合ってくれた経験が十分になされるよう、子どもの声に耳を傾ける土壌づくりを目指し、関係者への啓発活動を行っていきます。
- ・子どもの意見を支援に生かせるよう、意見聴取等の措置を確実に実施するとともに、第三者性を担保できる意見表明支援員の養成に継続的に取り組みます。

3 こども家庭支援体制の構築等に向けた取組

【現状と課題】

- ・令和6年度からは、児童福祉法等の改正により市町村に設置が規定された「こども家庭センター」機能を各区のこども家庭支援課に順次設置し、これまで以上に母子保健部門と児童福祉部門の職員の連携・協働を深め、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへの切れ目のない包括的な相談支援に取り組み始めています。
- ・子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）は、児童家庭支援センターで実施しており、ファミリーホームや里親での事業は未実施となっています。将来的には、家庭環境において短期的な預かりを行うメリットを踏まえ、里親宅での子育て短期支援事業の実施検討が必要です。
- ・令和4年度に18区への全区設置が完了して、現在は1区に1か所の横浜型児童家庭支援センター（以下、児童家庭支援センター）が運営されています。児童家庭支援センターが在宅支援のケースに早期介入していくことによりケースの重篤化を未然に防いでいます。

【目標・方向性】

- ・こども家庭センター機能は令和6年度から各区のこども家庭支援課に順次設置し、母子保健と児童福祉の両機能の一体的な運営を行っています。また、要保護児童対策地域協議会との連携を強化していきます。
- ・子育て短期支援事業、親子関係形成支援事業等の家庭支援事業を実施するとともに、里親による子育て短期支援事業の実施に向けて検討を進めていきます。
- ・児童家庭支援センターの機能強化及び区役所や児童相談所との連携を強化していきます。

4 支援を届けたい妊産婦等の支援に向けた取組**【現状と課題】**

- ・こども虐待による死亡事例等を防ぐためのリスクの留意すべきポイントとして、妊娠の届出がない、母子健康手帳が未発行等の養育者の側面があげられています。また、妊産婦等生活援助事業の実施を検討する上で、現在の妊娠期支援事業と妊産婦等生活援助事業のそれぞれの特性を踏まえた上で、事業の整理・統合など、様々な選択肢を踏まえ、実施に向けて速やかに検討していく必要があります。

【目標・方向性】

- ・妊娠の届出をしたすべての妊婦を対象に個別面接を実施するとともに、特定妊婦の支援の質向上のための職員向け研修を実施します。また、妊産婦生活援助事業の実施に向けて検討を進めていきます。

5 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み**【現状と課題】**

- ・1件当たりの一時保護日数を全国平均と比較すると、本市は20日程度多くなっており年々長期化する傾向にあります。
- ・里親等委託率の目標値の設定を主眼とした現行計画では、代替養育が必要なこども数を「里親・ファミリーホームに委託し、又は乳児院・児童養護施設に入所させて養育することが必要である者の数」と定義していますが、この定義を拡大するとともに、潜在的需要も含めます。

【目標・方向性】

- ・施設や里親などの社会的養護下にある児童のほか、潜在的需要として一時保護日数が2か月以上の児童及び複数回一時保護された児童数も含めた代替養育を必要とするこどもの数を、令和11年度に1,252人と見込んでいます。
- ・推進計画期間中の各年度の代替養育を必要とするこどもの総数は、潜在的需要を含めることで、令和5年度までの実績と比較して2～3割は増加しますが、児童数の減少や早期支援の取組等により、徐々に減少することが見込まれます。

6 一時保護改革に向けた取組

【現状と課題】

- ・一時保護は、児童相談所付設の一時保護施設で実施するだけでなく、こどもの状況に応じて様々な受入先を用意する必要があります。

【目標・方向性】

- ・児童相談所付設の一時保護施設だけでなく、こどもの状況に応じて、児童養護施設等や里親、医療機関など、多様な一時保護先の確保に取り組みます。また、一時保護期間の短縮や、一時保護施設の環境改善にも取り組みます。

7 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

【現状と課題】

- ・本市では児童相談所を介した特別養子縁組成立数は僅かであり、里親委託率も全国平均より低い状況になっています。
- ・親子関係の再構築支援にあたっては親支援が重要となりますが、親自身に逆境的小児期体験（ACEs）があることや、精神疾患があるなど生きづらさを抱えていることも多く、支援の難しさがあります。その修復のための支援には相当の専門性が求められます。
- ・特別養子縁組による長期間のこどもの養育の中で、縁組ならではの悩みや課題もあります。縁組による養育の良い点だけでなく、取り組むべき課題をこどもの委託前に養育者が学ぶ機会を民間機関等と連携しながら提供することも必要です

【目標・方向性】

- ・児童相談所においてはパーマネンシー保障を担う職員体制を構築するとともに、養育里親、親族里親への積極的な委託を進めていきます。
- ・親子関係再構築にあたっては、児童相談所の業務役割の見直しのほか、区役所や里親、児童養護施設等との連携を強化していきます。
- ・特別養子縁組をより良い代替養育の選択肢の一つとして検討し、早期の段階で判断を行うとともに、縁組成立後も継続した支援ができる体制を構築していきます。

8 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

【現状と課題】

- ・本市の里親等委託こども数は依然として少ない状況にあります。それには、養育里親数の不足、ファミリーホーム数の不足、課題のあるこどもの委託、などの課題があります。
- ・現在は令和5年9月からNPO法人が里親フォスタリング機関として全市をカバーして里親フォスタリング事業を実施し、まずは里親登録者の確保を重点に事業を行っています。今後の里親支援センター化に向けた課題整理が必要です。

【目標・方向性】

- ・里親委託が必要なこども数及び里親登録数の増加見込み数を勘案し、令和11年度末の里親委託率の目標を36.8%とします。
- ・引き続き、里親の確保や適切なマッチング、民間フォスタリング機関と連携して地域における里親支援の推進等に取り組むとともに、ファミリーホームの新規開設を支援します。

- ・令和7年度に行政及び関係者による「里親支援センター等のあり方検討会」を設置し、里親支援センター等の将来像を検討したうえで、今後の設置に向けて検討を進めていきます。

9 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

【現状と課題】

- ・施設養育は、家庭養育では受入れが困難なこどもに対して、安全な環境で専門的なケアが提供できるほか、家庭に拒否感がある児童の養育や、兄弟姉妹が離れることなく同じ環境で養育できるというメリットがあるため、今後も一定のニーズがあると思われます
- ・より困難な課題を抱えているこどもを受け入れられる施設が限られています。

【目標・方向性】

- ・一人ひとりのニーズに応えられるよう、多様な施設形態・種別を確保します。
- ・乳児院や児童養護施設の多機能化、高機能化を推進します。また、公立施設のあり方の検討や医療機関との連携強化についても取り組んでいきます。

10 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

【現状と課題】

- ・社会的養護経験者の支援ニーズを把握し、効果的な自立支援のための環境整備をすることを目的に令和6年度にアンケート調査を行いました。
- ・社会的養護自立支援拠点事業は、これまで里親・施設等の退所者を対象としていましたが、令和6年4月から「虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者」も対象者として拡大されました。

【目標・方向性】

- ・令和6年度実施の社会的養護自立支援実態把握調査の結果を参考に、ニーズに対応した自立支援を実施します。
- ・利用者の声を反映し、社会的養護自立支援拠点事業をより利用しやすい事業にしていきます。また、地域でこどもたちを支援している関係者等の繋がりを促進し、地域資源を積極的に活用できる仕組みづくりを進めます。

11 児童相談所の強化等に向けた取組

【現状と課題】

- ・児童福祉司等の増員が必要なため、年々、人材確保は困難を極めています。また、児童相談所職員の大規模な増員に伴い、経験年数が少ない職員が増え、新しい研修体制の構築や職員の業務に関する精神的な負担の軽減も課題です。
- ・令和6年度に南部児童相談所の新築移転、令和8年度に東部児童相談所（仮称）が設置される予定となっており、計画的に児童相談所の設置を推進しています。

【目標・方向性】

- ・研修へ参加しやすい職場環境をつくるとともに研修の充実を図り、人材の確保及び専門性の向上を図ります。

- ・国の基準を参酌し、児童虐待対応件数や交通機関利便性等を考慮し、児童相談所について適切に整備・運営を行います。

12 障害児入所施設における支援

【現状と課題】

- ・福祉型障害児入所施設の入所形態は、措置による入所児童が多く、障害の程度としては、軽度の知的障害のある児童の割合が多くなっています。また、児童養護施設等から福祉型障害児入所施設への措置変更により入所する児童も増えつつあります

【目標・方向性】

- ・できる限り良好な家庭的環境の下で支援を行うため、施設内の環境を整えるとともに、社会的養育への理解のある人材を育成していきます。

【評価のための主な指標】

国の策定要領では、項目ごとに統一的な「評価のための指標」を設定することとされており、計画の進捗について、毎年度、当該指標により自己点検・評価を行います。

《本計画の対象となるこども数の全体像》

○代替養育を必要とするこども数の見込み

[令和6年度推計：1,341人 ⇒ 令和11年度見込み：1,252人]

《家庭養育支援のための指標》

○こども家庭センターの設置数

[令和6年度：3か所 ⇒ 令和11年度目標：18か所]

○子育て短期支援事業（ショートステイ）利用者数

[令和5年度実績：646人 ⇒ 令和11年度目標：845人]

《社会的養護を必要とするこどものための指標》

○里親等委託率

[令和5年度実績：20.7% ⇒ 令和11年度目標：36.8%]

○小規模かつ地域分散化を希望する施設に対する財政的支援等実施か所数

[令和5年度実績：13か所 ⇒ 令和11年度目標：21か所]